橿原市観光ＰＲキャラクター
デザイン使用マニュアル

橿原市　観光政策課

令和８年４月

はじめに

このマニュアルは、橿原市観光ＰＲキャラクター「こだいちゃん」及び「さららちゃん」の使用基準を定めたものです。

皆さまには、橿原市観光ＰＲキャラクターを積極的にご活用いただき、こだいちゃん、さららちゃんを通じて、橿原市のＰＲにご協力いただきますようお願い申し上げます。

プロフィール

橿原市観光ＰＲキャラクターこだいちゃんは、1995 年に開催された「ロマントピア藤原京'95」で初登場し、平成 22 年 3 月 12 日に「橿原市観光 PR キャラクター」に任命されました。橿原市に藤原京という都があった時代の古代人の衣裳をモチーフにデザインされました。わかくさ色の古代衣裳と大和三山をイメージした烏帽子がトレードマークの男の子です。趣味はカメラで写真を撮ること。まだまだ謎の多いキャラクターで、ミステリアスなところもこだいちゃんの魅力のひとつです。

橿原市観光ＰＲキャラクターさららちゃんは、平成 24 年 5 月 8 日に「新橿原市観光 PR キャラクター」に任命されました。こだいちゃんと一緒に橿原市の PR をお手伝いしています。名前は、日本最初の都・藤原京を創った持統天皇の幼名「うののさらら」に由来しています。当時、藤原京を走り回っていたであろう活発で溌剌とした女の子をイメージしています。意志の強さがわかるきりりとしたきれいな目と背中にある市章の金の羽がトレードマークです。

使用許可基準

橿原市観光ＰＲキャラクターの使用については、橿原市が定める「橿原市観光ＰＲキャラクター取扱要綱」に即して内容を審査いたします。なお、次のような場合は使用を許可いたしません。

【許可基準】

以下のいずれかに該当する場合には、使用を許可しません。

（１） 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合

（２） 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合

（３） 不当な利益を得ることを目的として使用する場合

（４） 特定の個人等の売名に利用しようとする場合

（５） 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合

（６） 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合

（７） キャラクターを市の指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合

（８） 品質、性能等に関して公的機関の認定が必要な新製品に使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合

（９） キャラクターの使用の結果が確認できないと認められる場合

(10) 社会通念上許可することが不適当と認められる場合

(11) その他市長が許可しないことが適切であると判断した場合

【使用が認められない例】

・本市の品位を傷つけるおそれのある内容には使用できません。

・キャラクターのイメージを損なうおそれのある内容には使用できません。

・キャラクターのイメージにそぐわない内容での使用については、お断りする場合があります。

・キャラクターの性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定の企業や団体等をイメージさせるような使い方はできません。

・特定の企業や団体等のキャラクターであると誤認されるような使い方はできません。

・特定の政治、思想又は宗教の活動に係る内容には使用できません。

・特定の個人等の売名に利用することはできません。

・キャラクターの著しい変形が起こり得る性質の商品等には使用できません。

・原則として、キャラクターの表情、ポーズ、形、配色等を変更することはできません。

（留意事項）

※ 橿原市観光ＰＲキャラクターを使用する場合は、事前に必ず橿原市に使用許可申請を行い、許可を得てください。許可が得られないまま橿原市観光ＰＲキャラクターを使用された場合、直ちに使用を中止していただきます。

※ 使用許可の後であっても、使用者が使用条件に違反した場合、又は申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合には、使用許可を取り消し、直ちに使用を中止していただきます。

※ 使用を中止した場合に発生する損害及び費用について、橿原市は一切負担いたしません。

※ キャラクターデザインを立体化させて使用（ぬいぐるみ・フィギュア等）する場合には、製作前に、完成図及び完成見本（サンプル）の提出をお願いします。その形状、表情がキャラクターの立体物と認められない場合、修正を指示することがあります。指示に従わない場合、使用許可の後であっても、許可を取り消す可能性があります。

※ 完成見本（サンプル）を含む製作に要する費用について、橿原市は一切負担いたしません。

使用料

橿原市観光ＰＲキャラクターの使用料は無料です。

「さららちゃん」自体を商品化したものを製造する場合についても、使用期間が令和７年 12 月１日以降の申請については、使用料が無料になりました。

使用できるデザイン

【使用可能なデザイン一覧】

○橿原市観光ＰＲキャラクターこだいちゃん

こだいちゃん（基本形）.jpg

こだいちゃん（座る）.jpg

こだいちゃん（走る）.jpg

こだいちゃん（跳ぶ）.jpg

こだいちゃん（寝る）.jpg

【使用可能なデザイン一覧】

○橿原市観光ＰＲキャラクターさららちゃん

	1	2	3	4	5
A					
B					
C					
D					
E					

使用方法

上記デザイン一覧の中から、お好きなデザインを橿原市ホームページよりダウンロードしてお使いください。別のファイル形式等による提供が必要な場合には、個別に観光政策課までお問合せください。

使用にあたっては、下記注意事項を必ずお読みください。

【注意事項】

・原則として、キャラクターの色・表情・縦横比の変更などを行うことはできません。市が定めた形、色等の規格に従って、適正に使用してください。ただし、印刷物において、モノクロ印刷については可とします。

・キャラクターに新たな性格付けやイメージ付けをしないでください。

・対象物件には、「橿原市観光ＰＲキャラクターこだいちゃん」または「橿原市観光ＰＲキャラクターさららちゃん」と記載するなど、橿原市の観光ＰＲキャラクターであることが分かるようなかたちで使用してください。

・特定の企業や団体等のキャラクターであると誤認されるような使い方はできません。橿原市の観光ＰＲキャラクターであることが分かるようなかたちで使用してください。

・キャラクターのイラストに文字や別のイラストを重ねての使用はしないでください。

・商標登録、意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録することは認めません。

・キャラクターデザインを立体化させて使用（ぬいぐるみ・フィギュア等）する場合には、デザイン画に基づき忠実に再現してください。また、製作前に、完成図及び完成見本（サンプル）の提出をお願いします。その形状、表現がキャラクターの立体物と認められない場合、修正を指示することがあります。指示に従わない場合、使用許可の後であっても、許可を取り消す可能性があります。

使用申請

使用にあたっては、事前に使用許可申請が必要です。以下の案内に沿って申請してください。なお、私的使用の場合（個人的に、または家族など限られた範囲内で使用する場合）には、申請は不要です。

〇使用までの流れ

１．キャラクター使用許可申請書の提出
　　またはオンラインフォームからの申請

・企画書、見本等（デザイン案）及び申請者の概要・現況を示すもの（団体のパンフレット等）を添付してください。

↓

２．受付・審査

↓ ※２週間程度かかります。

３．キャラクター使用許可書の交付

↓

【キャラクターを立体化させて使用する場合のみ】
　　完成図面及び完成版見本（サンプル）の提出

・市から修正の指示があった場合、修正後の完成版見本を再提出してください。

↓ ※期間に余裕をもって提出してください。

４．キャラクターの使用開始

〇申請手順

　申請に必要な書類に必要事項をご記入の上、添付資料と併せてご提出ください、ご記入いただく主な必要事項は以下のとおりです。

・使用を希望する団体等の名称と担当者名、連絡先等

・使用するキャラクターの名称

・使用の趣旨・目的

・使用対象物件及び使用方法

・使用期間

・使用数量

【添付資料】申請書を提出の際には、企画書、完成図面や見本及び申請者の概要・現況を示すもの（団体のパンフレット等）

※審査にお時間をいただく場合がありますので、使用開始予定日より１か月程度の余裕をもって申請してください（キャラクターを立体化させて使用する場合、さらにお時間をいただく可能性があります）。

オンライン申請

　令和７年 12 月１日よりオンラインによる申請も可能となりました。橿原市ホームページまたは下記 QR コードを読み込んで、申請フォームから申請してください。

○申請書の提出先・お問合せ先

橿原市　観光政策課（0744-21-1115）

【持参・郵送の場合】

〒634-8586

橿原市八木町 1 丁目 1-18　本庁北館 2F

橿原市役所 観光政策課 宛て